

## 議 事 録

会議名	令和4年度第2回寒川町情報公開審査会 令和4年度第2回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	令和4年11月9日(水)9:00～10:00	開催形態	非公開
場 所	本庁舎3階 議会第1会議室		
出席者	委 員：山邊、三澤、小島、小菅 事務局：野崎(総務部長)、伊藤(総務課長)、武田(行政管理担当) 担当部署：大川(議会事務局長)・亀井(議会事務局次長)・鈴木(議会事務局副主幹)		
議 題	(1)議事録承認委員の指名 (2)寒川町個人情報保護条例の廃止に伴う寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について(意見の照会) (3)その他		
決定事項	(1)議事録承認委員に山邊委員、小菅委員を指名。 (2)個人情報の保護に関する法律の改正に伴う寒川町個人情報保護法施行条例の制定等について(審査手続に係る事項に関する部分)、意見無し。 (3)寒川町情報公開条例の一部改正について		
議 事	別紙のとおり		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町議会個人情報の保護に関する条例の制定に伴う審査手続に係る意見について(照会)(別紙)寒川町議会個人情報の保護に関する条例(案)</li> <li>・資料番号1: 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う「寒川町議会の個人情報の保護に関する条例」の制定について</li> <li>・資料番号2: 寒川町議会の個人情報の保護に関する条例案と法の対照表</li> <li>・資料番号3: 条例(例)(神奈川県町村議会議長会より提供)</li> <li>・参考資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町情報公条例の一部を改正する条例(案)</li> <li>・条例及び法律比較表</li> </ul> </li> </ul>		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	山邊 直義 小菅 信二 <span style="float: right;">(令和4年12月15日確定)</span>		

## 議 事 の 経 過

1. 開会 伊藤総務課長

2. あいさつ 野崎総務部長・山邊委員（職務代理者）

※ 事務局より、寒川町情報公開審査会規則第3条第2項及び寒川町個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、委員半数以上の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告。

※ 総務部長より山邊委員へ、議事第2号に係る町長からの意見の照会文書を手交した。

3. 議事

第1号 議事録承認委員の指名

山邊委員及び小菅委員を指名した。

第2号 寒川町個人情報保護条例の廃止に伴う寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について（意見の照会）

【説明】事務局より、資料に基づき説明。

【質疑】（凡例） ◎：委員、 →：事務局

◎ 条文中「議長が定める」という規定がいくつか出てくるが、この部分は別途規程が設けられ、本審査会へ示されるのか。

→ 寒川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「施行規程」という。）を制定する予定であり、そこで条文中「議長が定める」となっている部分について規定することになる。施行規程は、審査会に示す予定はないが、個人情報の保護に関する法律施行令の趣旨に準じて制定する。

◎ 条文中の「議長が定める」という規定と第52条における委任規定の違いはどういったものか。

→ 条文中の「議長が定める」という事項については定めなくてはいけないもの、第52条の委任規定については条例に規定されていないものの、施行に際し規定しておくべき事項について必要に応じて規定するためのものである。

◎ 第17条では「議長が定める」と言った規定が重複しているように感じるが。

→ 町村議会議長会から示されており、特に町議会として独自性がない場合はその例に準じて制定するものと考えているが、ご指摘の部分については改めて精査する。

◎ 町村議会議長会提供の雛形と内容について異なる箇所はあるか。

→ 町議会独自の規定などは設けておらず、町村議会議長会提供の雛形と大きく異なる箇所はない。

◎ 個人情報ファイル簿の作成にあたり、個人情報の保護に関する法律のように人数の制限を設けるか。

→ 施行規程において 1,000 件以下の個人情報を保有する個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成するよう規定する予定である。

◎ 1,000 件以下の個人情報の保有の場合において個人情報ファイル簿を作成しないのは、現行制度から基準が下がってしまうことになるかと思う。議会の保有する個人情報は非常に限られたものであり、事務をやみくもに増やさなくてもいいかとは思いますが、町民の立場からすると得られる情報が減るということになるのでいかがなものかとも思う。

◎ 議長、副議長がともに欠けている期間を開示決定の期間に算入しないという規定があったと思うが、現行条例ではどのようなようになっているか。

→ 現行条例ではこのような規定を設けていないが、平時に議長、副議長ともに欠けるという事例は想定していない。

→ 議会が解散しているとき以外にも何かしらの事故で議長、副議長ともに欠ける事案が発生する可能性もある。そのあたりの見解は町村議会議長会等へ確認する。

◎ 本件については、審査会として条例案に特段の意見は付さないものとする。

### 第 3 号 その他 寒川町情報公開条例の一部改正について（報告）

◎ 公文書を公開できる範囲が広がることになるかと思うので、特に問題ないかと考える。

## 5. 閉会 山邊委員（職務代理者）

以 上